

中国産中間種苗由来養殖カンパチの生食用出荷マニュアル

1 対象となる魚

平成17年6月15日付け食安監発第0615002号ならびに17消安第2687号により、出荷規制の対象となっている養殖カンパチ（以下「対象魚」という。）については、国の指導によるほか、このマニュアルにより出荷することができる。

2 出荷の形態及び出荷基準

生食用に出荷しようとする対象魚は、「フィレ」の形態に加工するとともに、取上げから加工までの段階で次の検査を実施し、中国での生産状況、輸入時の船積状況等が明確であり、アニサキスの寄生が認められないものに限ることとする。

3 検査

①中国での生産状況、輸入時の混載状況検査

対象魚について、搬入日、搬入船舶ごとに、中国での養殖場の所在や養殖に用いられた餌料等の状況のほか、輸入時の活魚船への積載状況等を記した書類等により、当該魚の生産状況、異なるロットとの混載状況を確認する。

検査の結果、生産状況が明確でない場合や異なるロットとの混載が認められた場合は、当該ロットの魚は生食用の出荷対象としない。

この検査で、中国において同一の生産者が同一の養殖場で同一の方法で養殖した魚群であって、同一日に同一船舶で搬入されたものを同一ロットとし、以後の検査については、このロットを基本単位として行うものとする。

②内臓・腹腔内および筋肉への寄生確認検査

ア. 精密検査

上記①の検査で生産状況が明確であり、輸入時に異なるロットとの混載が認められないと判断された対象魚について、ロットごとに60尾を抽出し、内臓・腹腔内および筋肉へのアニサキスの寄生の有無を確認する。

この検査で1尾以上の検体魚に内臓・腹腔内および筋肉のいずれかにアニサキスの寄生が認められた場合、当該ロットの魚は生食用の出荷対象としない。

イ. 詳細検査

精密検査でアニサキスの寄生が認められなかったロットについて、より精度を高めるため、240尾を抽出し、内臓・腹腔内および筋肉への寄生の有無を確認するとともに、内蔵（胃）については、盲嚢内部への寄生の有無を確認する。

この検査でアニサキスの寄生が認められた場合、当該ロットの魚は生食用の出荷対象としない。

③フィレ加工時の内臓・腹腔内および筋肉への寄生確認検査

上記①および②の検査により生食用出荷対象となったカンパチは、フィレ加工処理により出荷対象とすることができますが、加工時にすべての魚について、内臓・腹腔内および筋肉へのアニサキスの寄生の有無を確認する。

この検査でアニサキスの寄生が認められた魚については、生食用の出荷対象とはしない。

④調理者による筋肉寄生の確認

生食用のフィレ加工魚を消費者に販売する販売業者は、フィレ製品を調理・加工する段階で、アニサキスの寄生状況を確認し、寄生が認められたフィレ製品については生食用として販売しない。

4 検査の体制および方法

①中国での生産状況、輸入時の混載状況検査

当該魚の生産者は、これらの検査に必要な書類等を県に提出し、県が別紙「確認表」により検査する。

県は、検査に必要と判断したときは当該魚の生産者から書類の内容等について、より詳細な情報を把握するため聞き取りを行う。

この検査で、確認表に示された生産状況、輸送状況に関する項目のうち、ひとつでも明らかでない場合は検査②の対象としない。

②内臓・腹腔内および筋肉への寄生確認検査

ア. 精密検査

内臓および腹腔内への寄生確認検査は、別添の「中国産中間種苗由来養殖カンパチのアニサキス幼虫検査法(案)」および「中国産中間種苗由来養殖カンパチのアニサキス幼虫検査法概要(案)・追加(2005.10.21)」(いずれも国立感染症研究所川中氏作成、以下「検査マニュアル」という。)を基本に、当該魚の生産者、県かん水養殖漁業協同組合の協力の下に県が行うものとする。

この検査に用いる検体は、ロットごとにできるだけ偏りが出ないよう、生産者、県かん水養殖漁協、県の3者が協議して選定することとする。

検体魚は、小割生簀から取り上げた後、船上で活け〆めるとともに、これらの魚を陸上に持ち帰って開腹し、個体ごとに内臓、腹腔内への寄生状況を確認する。

寄生状況の確認は、同一の検体について2人以上が行うこととし、内臓表面、腹腔内表面への寄生状況を目視ならびに触診により行う。

その後、検体魚(魚体および内臓)を水産試験場等の検査施設に持ち帰り、精密検査に供する。

精密検査は、県が行うこととし、内臓のうち、胃および腸管を除く臓器については粉碎、胃および腸管については切開して臓器内部への寄生状況を確認するとともに、消化法により、組織内部への寄生の状況を確認する。

また、筋肉についてはすり潰し法等により、寄生の状況を確認する。

これら一連の検査で、すべての検体魚に寄生が認められないロットについては、フィレ加工の対象魚とすることができる。

イ. 詳細調査

この検査に用いる検体は、上記の精密調査と同様、できるだけ偏りが出ないよう関係者が協議して選定し、小割生簀から取上げた検体魚を、県漁連の加工施設に搬入し、通常の工程により加工処理する。

内臓除去の過程で得られた内臓は、脂肪層や幽門垂等を除去し、胃の外側全表面を目視により検査するとともに、胃(盲嚢)を切開し、内側表面についても目視により確認する。

3枚おろしの工程で得られた魚体(筋肉部)は、腹腔内部表面および筋肉切断表面への寄生状況を目視により確認する。

③ フィレ加工時の内臓・腹腔内および筋肉への寄生確認検査

当該魚のフィレ加工に当たっては、加工時に本出荷マニュアルによる内臓・腹腔内および筋肉への寄生状況の確認作業が可能な加工業者を選定する。

検査は、加工業者ならびに生産者が行うこととし、県は検査体制、検査方法等について指導する。

指導は、当該加工場において、検査責任者ならびに検査従事者を対象として、加工工程に従って内臓除去、成形・洗浄、検品・包装の各段階ごとに、アニサキスの寄生例、検査方法等について行うとともに、加工時に県の職員が各工程での検査を指導・監督する。

検査は、加工過程の内臓除去時に、内臓表面への寄生状況を確認するとともに、成形・洗浄時に腹腔表面への寄生状況、検品・包装時に筋肉切断面への寄生状況をいずれも目視により確認する。

県は加工開始時のほか、定期的に検査に立会し、適正な検査が行われるよう、指導・監督するとともに、加工日ごとに、未寄生魚、寄生魚の数量を報告により把握する。

④ 調理者による筋肉寄生の確認

生食用のフィレ加工品を消費者に販売する販売業者は、フィレ加工品を切り身あるいは刺身等に加工するときに、アニサキスの寄生の有無を確認し、寄生が認められた製品は生食用として販売しない。

また、寄生が認められた場合には、当該製品の購入先ならびに本県にその情報を連絡するとともに、県は食品衛生法に基づく措置を講ずる。

5 情報の把握・提供

1) 対象魚を出荷しようとする生産者は、あらかじめ出荷予定施設、養殖数量、出荷希望年月日、検査希望月日等を記入した検査協議書（別紙様式1）を県に提出し、具体的な検査の実施等について協議する。

県は、生産者からの協議を受け、県かん水養殖漁業協同組合等の協力機関と検査日程等について調整する。

2) 出荷予定魚のうち、県の精密検査、詳細検査によりアニサキスの寄生が認められなかった魚をフィレ加工しようとするときは、あらかじめロットごと、出荷予定日ごとに、出荷しようとする数量、出荷先の加工業者名のほか、必要な事項を記載した出荷計画書（別紙様式2）を県に提出する。

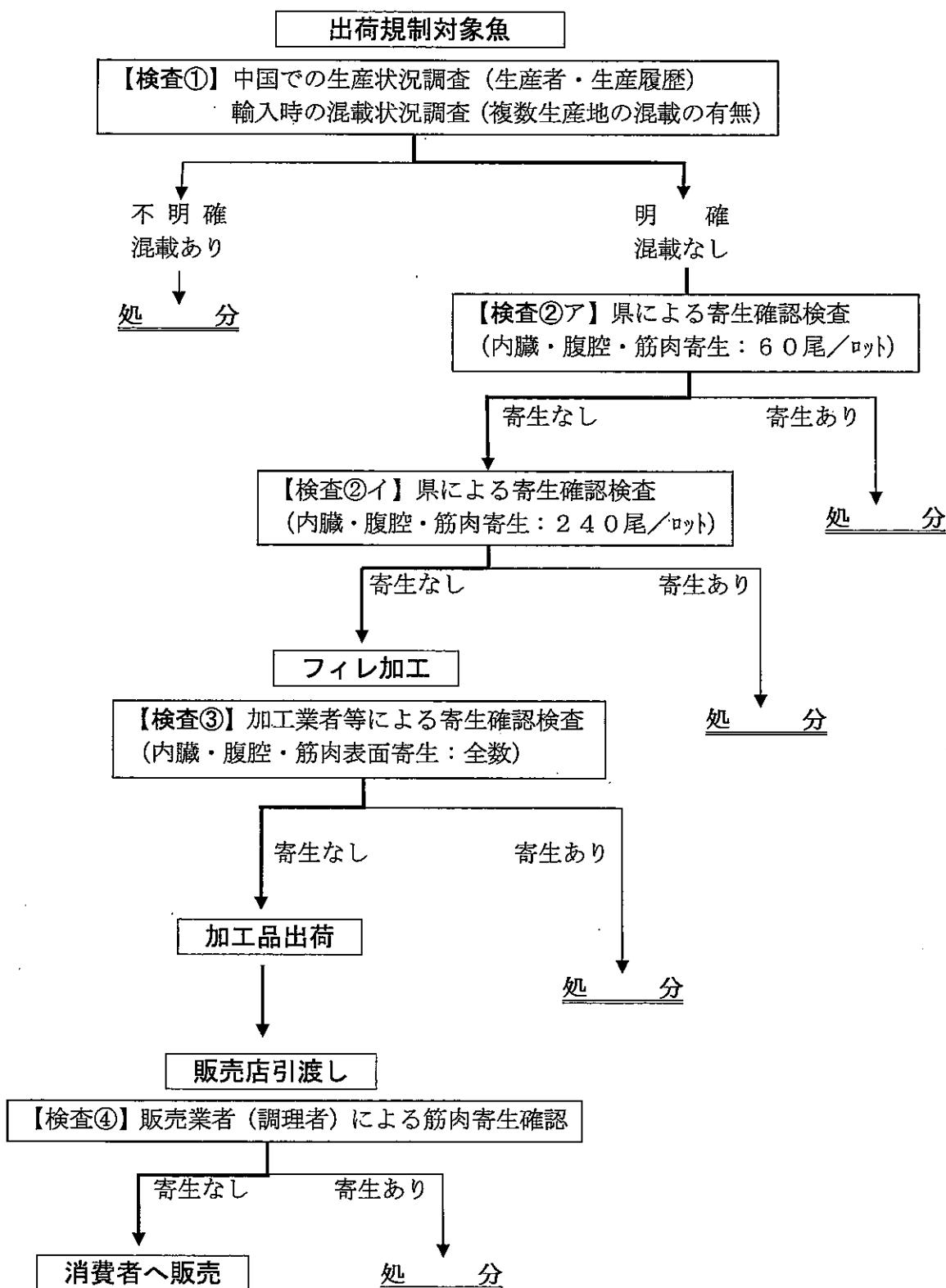
県は、提出された出荷計画書に記載されたフィレ加工業者に対し、具体的な検査体制、手順等について指導する。

3) フィレ加工業者は、受入日ごとに、受入れる対象魚の数量、加工日、加工品の販売量、販売先のほか、必要な事項を記入した加工計画書（別紙様式3）をあらかじめ県に提出する。

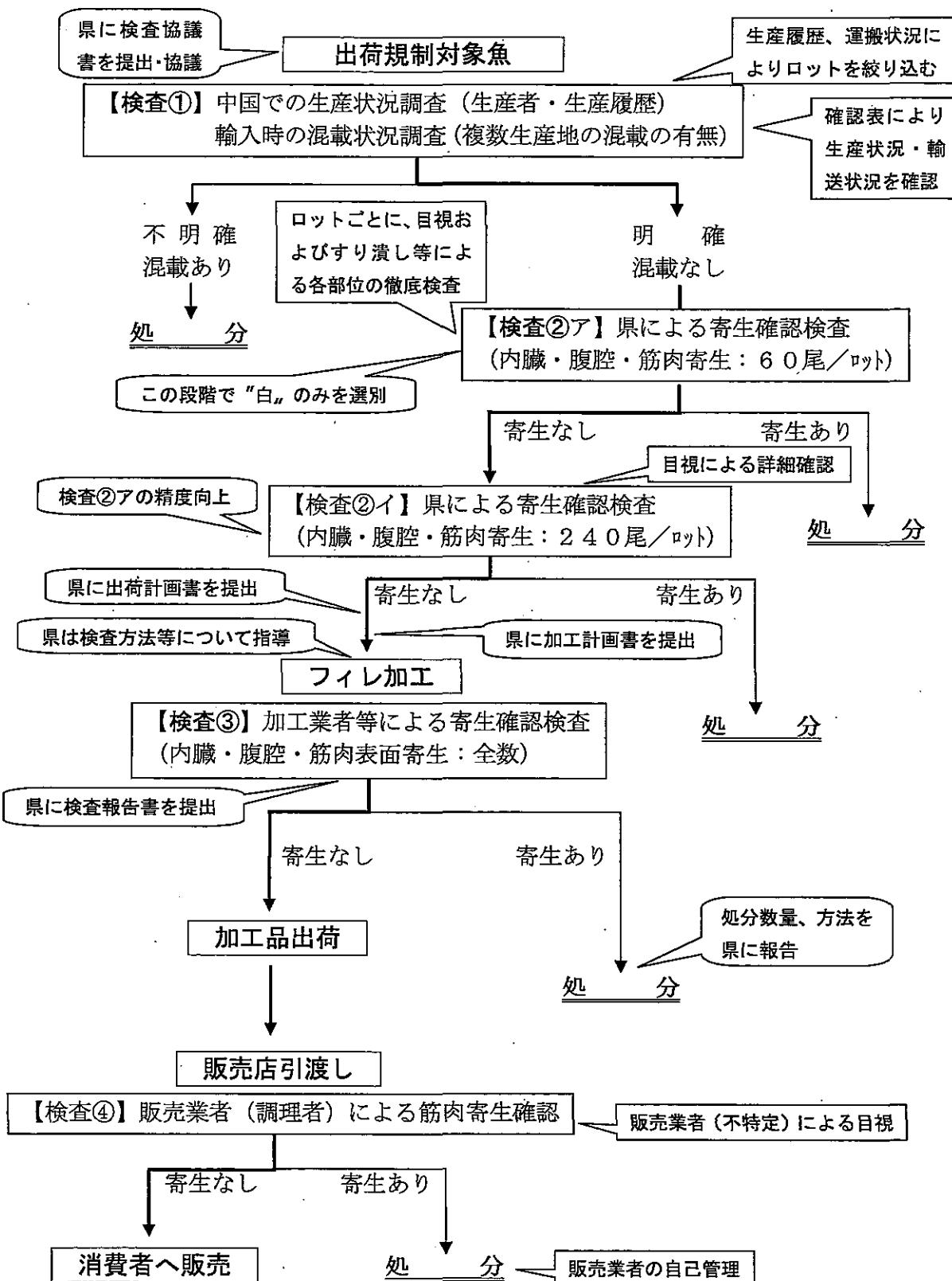
県は、当該フィレ加工業者に対し、加工時の全数検査について、県の指導・監督計画を通知するとともに、フィレ加工品の販売先に当該加工魚が国の指導対象魚であることを通知し、販売に際してその情報を的確に伝達することを依頼する。

- 4) 対象魚の生産者またはフィレ加工業者は、加工日ごとに、3の③の検査結果等を記入した検査報告書（別紙様式4）を加工完了後すみやかに県に提出する。
県は提出された検査報告書により、当該魚の販売先、販売量等を把握し、必要に応じて販売業者に対し、当該加工品は国の指導対象魚であり、加工時にアニサキスの検査を行うよう依頼する。
- 5) 対象魚の生産者またはフィレ加工業者は、加工計画書ならびに検査報告書に記載した搬出先が直接消費者に販売する販売業者（最終販売者）でない場合は、搬出先の業者に対し、当該魚が国の指導対象となった魚であり、県の検査、加工場における全数検査でアニサキスの寄生が認められなかったものの、なお安全を期すため、調理・加工時にアニサキスの有無を確認するよう、販売先に求めるとともに、販売先の業者名、連絡先等を香川県に連絡するよう依頼する。
- 6) 県は、この連絡を受け、その情報を適正に管理するとともに、国ならびに当該販売業者の所在する自治体の衛生部局に対して情報を提供し、関係の自治体に対して監視を依頼する。

中国産中間種苗由来の養殖カンパチの生食用出荷マニュアル フロー図



中国産中間種苗由来の養殖カンパチの生食用出荷マニュアル フロー図



中国産中間種苗由来養殖カンパチ検査協議書

平成17年 月 日

香川県水産課長 殿

漁協名
養殖業者氏名

中国産中間種苗由来養殖カンパチ（国の指導対象魚）について、下記のとおり中国産中間種苗由来養殖カンパチの生食用出荷マニュアルにより出荷したいので協議します。

記

ロット区分	出荷予定施設 (漁場番号・小割番号)	養殖数量 (尾)	検査予定年月日		出荷希望 月 日
			検査①	検査②	

- 出荷予定施設については、漁場の免許番号、小割番号を記入し、小割番号がない場合は、漁場内の小割配置図を添付するなど、出荷対象の施設がわかるようにしてください。
- 養殖数量は出荷予定施設（小割生簀）ごとに記入してください。
- この協議書の提出には検査①に使用する「中国での生産状況」、「輸入時の積載状況」を示す書類等を添付してください。

提出先 香川県農政水産部水産課 漁業振興グループ
TEL. 087-832-3471
FAX. 087-834-9302

中国産中間種苗由来養殖カンパチ出荷計画書（養殖業者作成）

漁協名		
養殖業者氏名		
区画漁業権番号		
種苗の搬入年月日		
出荷予定	日 時	
	施設番号 (ロット)	
	数 量	
	形 態	
出荷先	住 所	〒 TEL. FAX.
	名 称	
	代表者氏名	

○漁場ごとに、小割生簀の配置図に対象の生簀の位置を明記したものを添付してください。
なお、検査協議書で添付した場合は省略できます。

提出先 香川県農政水産部水産課 漁業振興グループ
 TEL. 087-832-3471
 FAX. 087-834-9302

中国産中間種苗由来養殖カンパチ加工計画書（加工業者等作成）

加工業者名：

TEL,

受入予定 魚の由来	生産者住所	〒 (TEL.)	
	氏 名		
	養殖地名		
受入予定	日 時		
	施設番号 (ロット)		
	数 量		
	形 態		
加 工 方 法		フィレ加工	
加工品	搬出	予定日時 数(重)量	
	搬出先	名 称	
		住 所	〒 TEL. FAX.
		代表者氏名	
		名 称	
	住 所	〒 TEL. FAX.	
	代表者氏名		

- 計画書は加工業者等が作成し、養殖業者を通じて香川県(水産課)に提出してください。
 ○搬出先が複数の場合は、すべての搬出先を記入してください。

提出先 香川県農政水産部水産課 漁業振興グループ

TEL. 087-832-3471

FAX. 087-834-9302

フィレ加工時の内臓・腹腔内および筋肉へのアニサキス寄生検査結果報告書

平成17年 月 日

検査者 住 所:

氏 名:

受 入 魚 の 内 容	生産者住所			
	氏 名			
	養 殖 地 名			
	施 設 番 号 (ロット)			
	日 時			
	数 量			
検 査 結 果	検 査 日 時			
	未 寄 生 数 量			
	寄 生 数 量			
	処 分 方 法			
搬 出	搬 出 月 日			
	搬 出 数 量			
	搬 出 先	TEL. FAX.	TEL. FAX.	TEL. FAX.

(立会者)

提出先 香川県農政水産部水産課 漁業振興グループ
 T E L. 0 8 7 - 8 3 2 - 3 4 7 1
 F A X. 0 8 7 - 8 3 4 - 9 3 0 2

<参考>

「中国産中間種苗由来の養殖カンパチの生鮮出荷マニュアル」の実施について

このマニュアルの円滑な実施を図るために、関係者が国の指導の趣旨を踏まえ、それぞれの役割を確実に果たすということが重要である。

そのため県は、関係者に対しマニュアルの趣旨ならびに内容を確実に周知するとともに、マニュアルに示した取組みが適正に実施されるよう、関係者を指導・監督する。

1 対象者

このマニュアルにより取組みを実施する者は、県内で養殖している対象魚を出荷しようとする養殖業者（当事者）、この対象魚をフィレ加工しようとする加工業者（加工業者）ならびにフィレ加工された対象魚を調理販売しようとする販売業者（販売業者）である。

県は指導機関として、養殖業者、加工業者、販売業者と連携し、精密検査、詳細検査を実施するとともに、当事者、加工業者が行う検査を指導・監督する。

また、当事者、加工業者からの出荷、加工計画書、検査報告書により処理・出荷数量、販売先等を把握し、対象魚の適正な管理を行うとともに、関係者間の情報の共有化を図る。

県かん水養殖漁業協同組合、県漁連は生産者団体として、当事者への指導を行うとともに、県の検査に協力し、適正かつ円滑な検査の実施と対象魚の適正な流通の支援に努める。

2 マニュアルの周知

1) 当事者への周知

県は当事者にこのマニュアルを送付し、フィレ出荷について指導するとともに、当事者が所属する漁協、生産者団体としての県かん水養殖漁協にマニュアルを送付し、当事者への指導、マニュアルの円滑な実施についての協力を依頼する。

2) 加工業者への周知

当事者から県に出荷計画書が提出され、加工業者が特定された時点で、当該加工業者にマニュアルを送付し、確実な加工処理がなされるよう指導する。

また、正確な検査が行われるよう、加工業者の検査体制、検査能力等について聞き取り等により把握し、必要に応じて検査方法の研修、指導を行う。

3) 販売業者等への周知

当事者あるいは加工業者から県に加工計画書あるいは検査結果報告書が提出され、販売業者等が特定された時点で、当該販売業者等にマニュアルを送付し、販売時の検査について依頼する。

なお、計画書あるいは報告書に記載された出荷先の業者が最終の販売業者でない場合は、当該販売業者等に対し、最終販売業者への情報の提供を依頼する。

3 当事者等との協議

1) 当事者

県は、当事者から対象魚の出荷について協議の依頼があったときは、当事者との面談等により検査の日程、場所、方法、体制等について具体的に協議する。

当事者は、検査協議書を県に提出するときは、検査①に必要な中国での生産状況、輸入時の積載状況が確認できる書類等を併せて県に提出する。

また、検査②については、県かん水養殖漁協の担当者に立会を依頼するため、日程、場所等について県かん水養殖漁協の事務局と協議するとともに、詳細検査の実施日程等について、県漁連と協議する。

2) 加工業者

県は、出荷計画書に記載されたフィレ加工業者に対し、検査③の実施体制等について聞き取りを行うとともに、適正な検査が実施されるよう、検査体制、方法等について指導する。

4 検査・指導

検査は、当事者との協議結果に基づき、マニュアルに従って関係者が連携して実施する。

検査①は、県（水産課）が実施する。検査②は、当事者等の協力を得ながら、県が主体となって実施する。検査③は、当事者、加工業者が行うが、県は出荷計画書、加工計画書の提出時に体制、方法等について具体的に指導するとともに、検査日に現地の加工場で直接、指導・監督する。

検査④は、販売業者が自己の責任で実施するものとし、実施の徹底を図るため、県は、当事者または加工業者に対し、販売業者へ当該魚が国の指導対象魚であることを通知するよう指導するとともに、販売業者が特定できた時点で検査の実施を当該販売業者に依頼する。

県内で販売される場合は、食品衛生法に基づく収去検査の対象とする。

なお、県外の販売業者の場合は、当該県の関係部局に対し、当該販売業者が国の指導対象となっている魚を取り扱うことを通知する。

5 国との協議

県は、検査ロットごとに検査①および②アの結果を取りまとめ、国に報告するとともに、当該ロットのフィレ加工・出荷について協議する。

国から「当該ロットについては、マニュアルによる検査等を実施することにより、フィレ加工・出荷を認める」旨の回答を得た後、県は検査②イを実施し、当該ロットの魚群がフィレ加工により出荷できると判断した場合は、当事者に対し出荷計画書の提出を求め、フィレ加工・出荷以下の手続きを認めることとする。

別紙

中国産中間種苗の生産状況・輸送状況確認表（ロットNo. ）

確認年月日 平成 年 月 日

養殖業者 住 所：

氏 名： 所属漁協名：

1 生産状況

魚種名	カンパチ
養殖場名	
養殖業者名	
種苗生産（捕獲）	
生産（捕獲）場所	
生産（捕獲）者名	
生産（捕獲）時期	
種苗飼育場所	
種苗飼育期間	
種苗飼育状況	
餌料種類	
薬剤等	
養殖	
養殖地搬入時期	
餌料種類	
餌料形態	
餌料生産（採取）場所	

出 荷	
出荷時期	
出荷数量	
出荷サイズ	
使用船舶	
その他	

1 輸送状況

船 積	
積載地（港名）	
船舶名	
積載時期	
全体積載量（船倉数）	
当該魚船倉数	
輸 送	
出港日時	
到着日時	
到着地	
その他	